

韓国の青年雇用の現状及び政策の方向性



Dr. Kim, Yoo Bin

Senior Research Fellow, Korea Labor Institute

Chapter 1.

韓国¹の青年雇用の現状

青年年齢の定義

統計的定義

主な統計の定義では年齢は15～29歳（統計庁） + 30～34歳

主な統計 (ex. 経済活動人口調査) の加重値算定方法 (5歳単位) であり、柔軟性は低い。

政策対象

中央政府・自治体別に多くは15～39歳までを対象にしている。

中央政府は、主に15～34歳を政策対象にしている。

男性の場合、軍隊服務期間を追加して算定する。

青年基本法

19～34歳と定義 (2020年8月5日)

15～18歳は選挙権付与などの多くの政治的理由で青年年齢から除外している。

➡ 青年基本法以降に施行された青年の生活実態調査などは19～34歳と定義している。その他は15～34歳であり、政策評価などについては、場合によって30代後半の人口を含む。

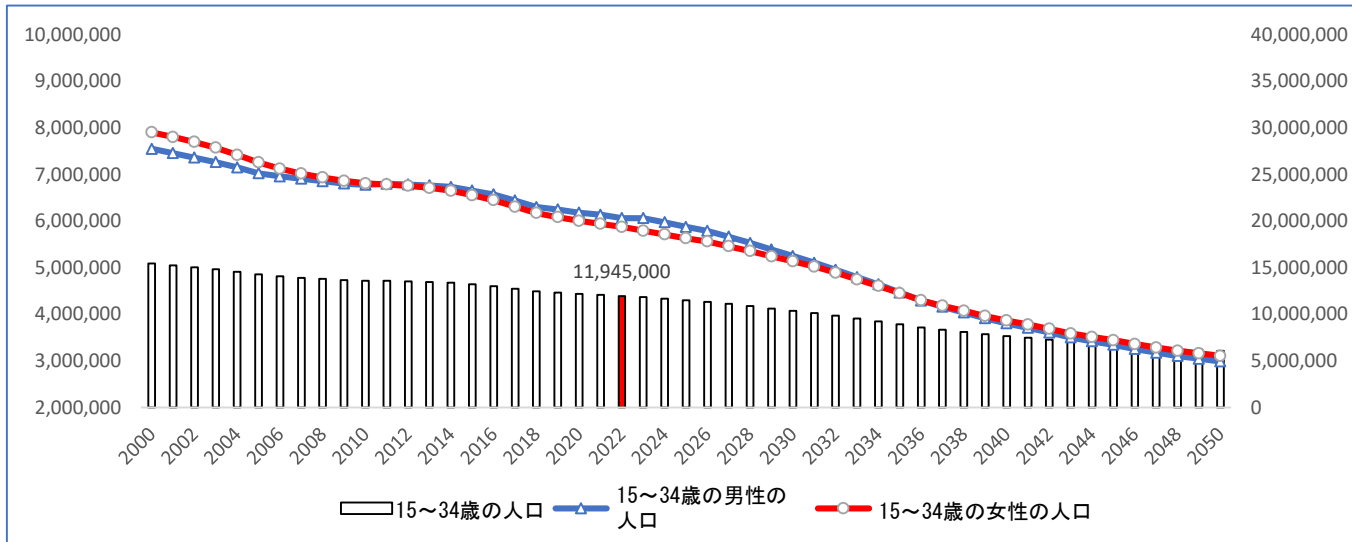
青年人口の推移

人口推移

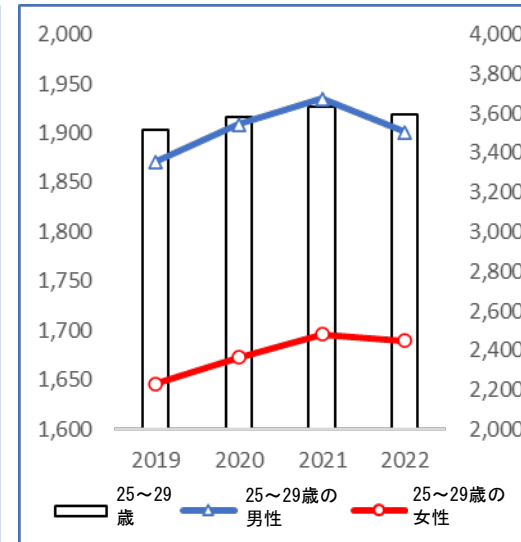
15～34歳の人口は、全体人口と比べて、1990年代からすでに継続的に減少傾向にある。

- ◆ 25～29歳の人口は、2022年から増加傾向から減少傾向へ転じた。反対に、30～34歳は、継続して増加している。
- ◆ つまり、30代前半を除いた15～29歳の人口は、就業者動向においてマイナス(-)要因に作用している。

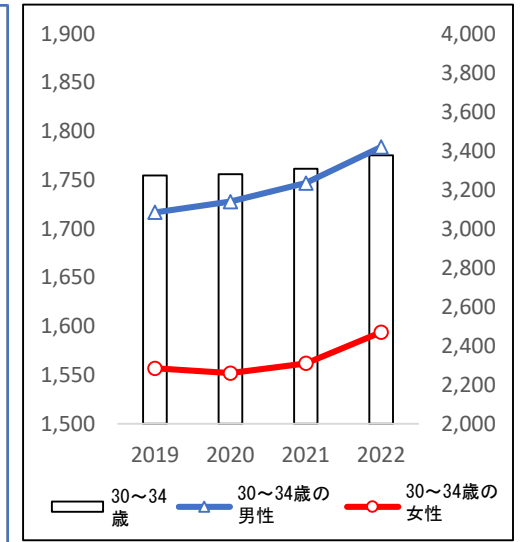
15～34歳の人口変化推移



25～29歳の人口



30～34歳の人口



資料：統計庁、将来推計人口

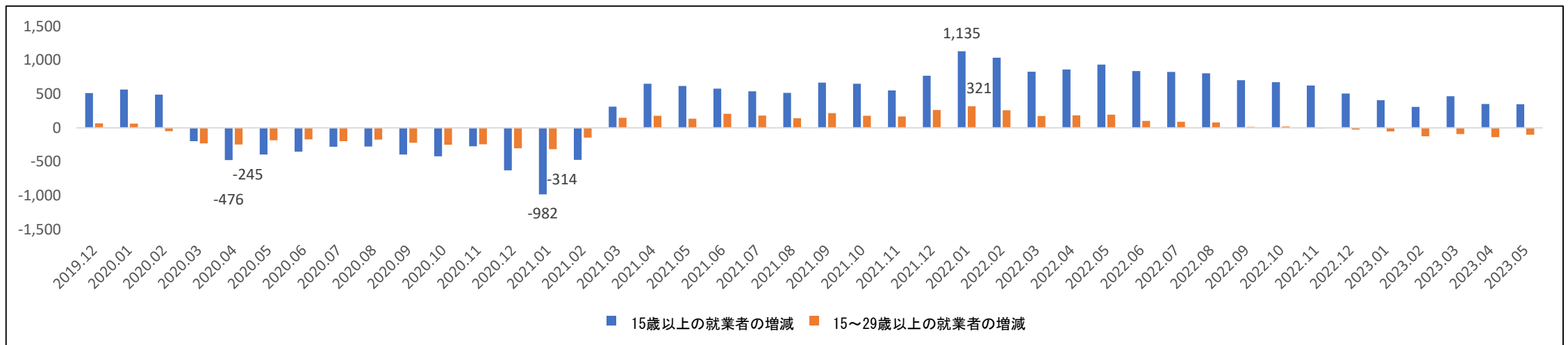
青年就業者の推移

青年就業者

青年就業者数は2013年以降、増加傾向を見せるが、新型コロナウイルスの影響で減少傾向に転じた。その後、堅調な回復傾向にある。

- ◆ 就業者全体は2020年3月から、青年就業者はそれより早い2020年2月から減少傾向に転じた。
- ◆ 2021年3月以降、継続して増加傾向を見せるが、全体人口と比べて、2022年下半期から減少傾向に転じた。

就業者数及び増減変化の推移(時系列、前年同月比)



資料：統計庁、経済活動人口調査

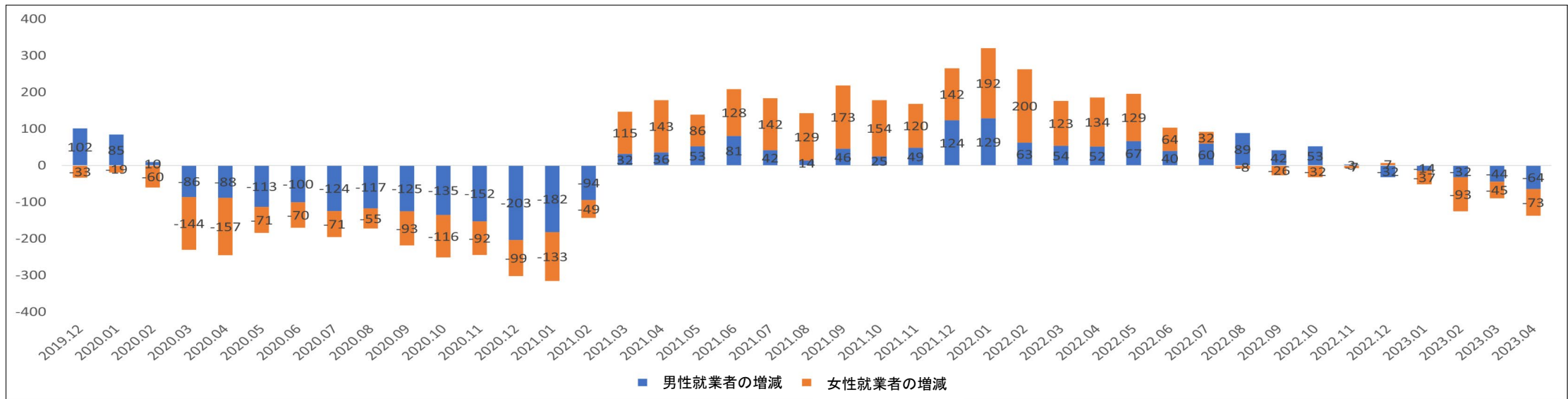
男女別青年就業者の推移（15～29歳）

男女別就業者

男女別では女性の雇用ショックが男性に比べて大きく、回復時期においてもやはり基底効果及び景気要因により、女性が相対的に良好な回復を見せている。

- ◆ ただし、最近是他年齢及び男性と比べて、女性の減少幅が大きくなっている状況である。人口減少以外の景気的要因による減少幅が拡大中である。

15～29歳の男女別就業者数及び増減の推移（時系列、前年同月比）



資料：統計庁、経済活動人口調査

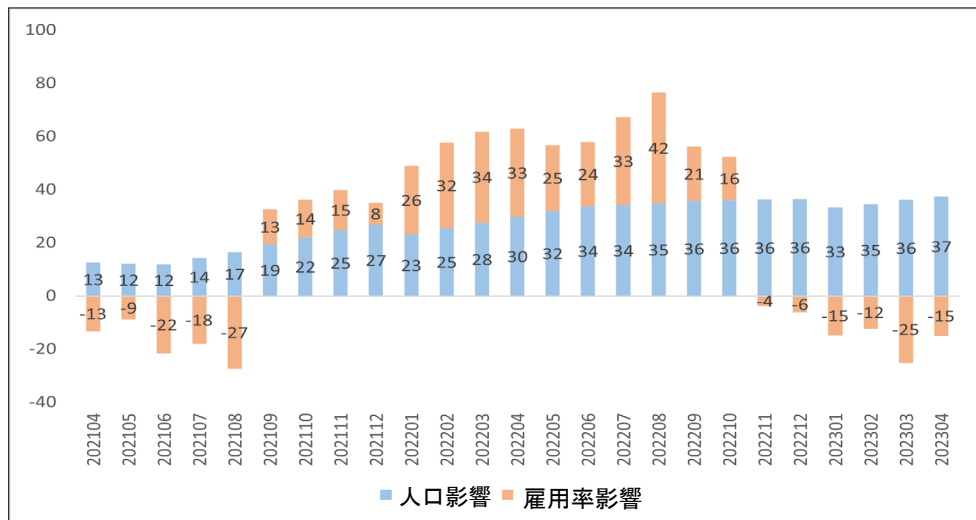
男女別青年就業者の推移 (30~34歳)

男女別就業者

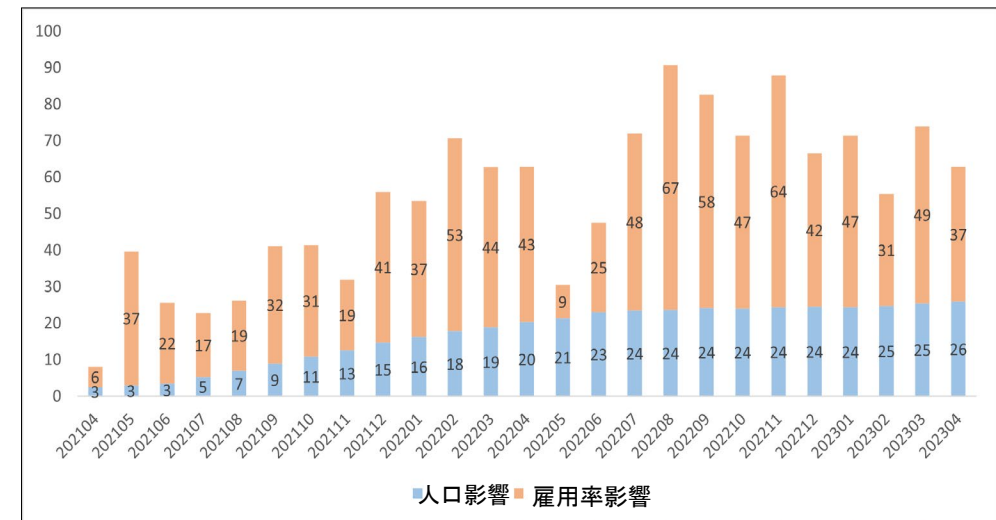
30代前半の女性就業者の増減は、すべての年齢を総じて最も良好な水準である。

- ◆ 30代前半の男性の場合、景気的要因がマイナス(-)の影響を見せる一方で、30代前半の女性については、景気的要因が最近でも高い水準のプラス(+の影響を維持している。

30~34歳男性就業者の就業者要因分解



30~34歳女性就業者の就業者要因分解



資料：統計庁、経済活動人口調査

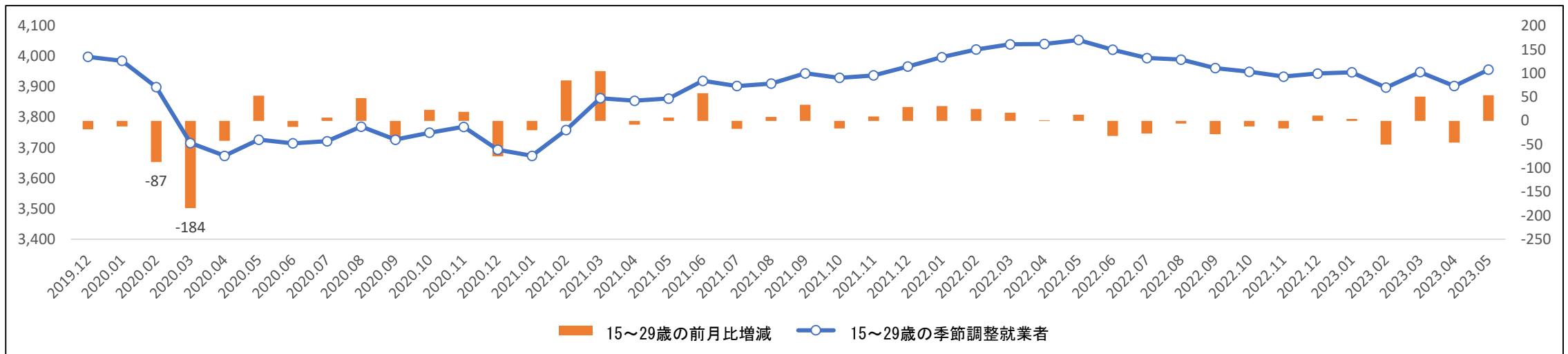
青年季節調整就業者の推移

季節調整就業者

2023年5月の青年季節調整就業者は、3,957千人で、新型コロナ以前の高水準だった2020年2月に比べて、**101.5%**の水準に達している。

- ◆ ただし、青年季節調整就業者は、時系列に比べて、減少傾向に転じた時期が2022年下半年よりさらに早く、他の年代の季節調整就業者が最近まで増加傾向を維持しているのとは異なり、変動幅が大きい状態である。

15～29歳の男女別就業者数及び増減の推移(季節調整系列、前月比)



資料：統計庁、経済活動人口調査

産業別青年就業者の推移

産業別就業者

最近、就業者増加の余力を減らしているが、宿泊飲食業を中心に
対面サービス業は回復傾向にある。

- ◆ 新型コロナの雇用ショックが対面サービス業に集中した後、その回復については、男性は製造業及び運輸倉庫業、女性は専門科学技術サービス業及び保健社会福祉サービス業の回復が最も目立っている。

産業別就業者の増減

	2020			2021			2022			
		構成割合	増減		構成割合	増減		構成割合	増減	増減率
< 15~29歳 >	3,763	100.0	-183	3,877	100.0	115	3,996	100.0	119	3.1
◦ 製造業	548	14.6	-18	587	15.1	39	589	14.7	2	0.4
◦ 建設業	156	4.2	4	152	3.9	-4	160	4.0	8	5.3
◦ 卸売及び小売業	534	14.2	-30	533	13.7	-2	528	13.2	-5	-0.9
◦ 運輸及び倉庫業	130	3.4	22	151	3.9	21	154	3.9	3	2.1
◦ 宿泊及び飲食業	561	14.9	-58	549	14.2	-12	619	15.5	70	12.7
15~29歳										
◦ 情報通信業	178	4.7	-23	229	5.9	50	238	6.0	10	4.2
◦ 金融及び保険業	102	2.7	-0	106	2.7	5	87	2.2	-19	-17.6
◦ 専門・科学及び技術サービス業	231	6.2	-4	245	6.3	14	250	6.3	5	2.0
◦ 事業施設管理事業支援賃貸サービス業	158	4.2	-5	163	4.2	5	146	3.7	-17	-10.2
◦ 教育サービス業	310	8.2	-30	320	8.3	10	332	8.3	12	3.7
◦ 保健業及び社会福祉サービス業	407	10.8	-6	393	10.1	-14	447	11.2	54	13.7
◦ 芸術・スポーツ及び余暇関連サービス業	130	3.5	-22	109	2.8	-21	107	2.7	-3	-2.3

資料：統計庁、経済活動人口調査

雇用形態別青年就業者の推移

雇用形態別就業者

就業者数の回復傾向とは違い、雇用形態別では年度別に推移が異なっている。

- ◆ 2020年は新型コロナの影響で青年正規雇用労働者及び非正規雇用労働者が90千人水準の同様の規模で減少した。
- ◆ 急激な回復傾向になった2021年の場合、賃金労働者の増加幅の大半は非正規雇用労働者であり、その中でも一時的労働者が占めていた。
- ◆ 2022年の就業者の増加は、正規雇用労働者の割合が相対的に高いが、新型コロナ以前の規模には未だ届かない水準である。

雇用形態別就業者の増減

性別	項目	2019年	2020年	2021年	2022年	
		増減	増減	増減	元データ	増減
計	賃金労働者の規模(千人)	68	-187	148	3,797	86
	正規雇用労働者の規模(千人)	-171	-94	7	2,224	74
	非正規雇用労働者の規模(千人)	238	-92	141	1,573	11
	一時的労働者の規模(千人)	214	-107	139	992	19
	時間制労働者の規模(千人)	97	-11	71	856	36
	非典型労働者の規模(千人)	30	-12	44	154	-58
男性	賃金労働者の規模(千人)	77	-118	3	1,801	98
	正規雇用労働者の規模(千人)	-49	-55	-4	1,074	29
	非正規雇用労働者の規模(千人)	126	-63	7	726	68
	一時的労働者の規模(千人)	143	-76	16	456	50
	時間制労働者の規模(千人)	32	-6	16	344	33
	非典型労働者の規模(千人)	13	-11	15	108	-19
女性	賃金労働者の規模(千人)	-9	-69	145	1,996	-12
	正規雇用労働者の規模(千人)	-121	-39	12	1,150	46
	非正規雇用労働者の規模(千人)	112	-30	133	846	-57
	一時的労働者の規模(千人)	72	-31	124	536	-31
	時間制労働者の規模(千人)	65	-5	55	512	2
	非典型労働者の規模(千人)	15	-1	29	46	-40

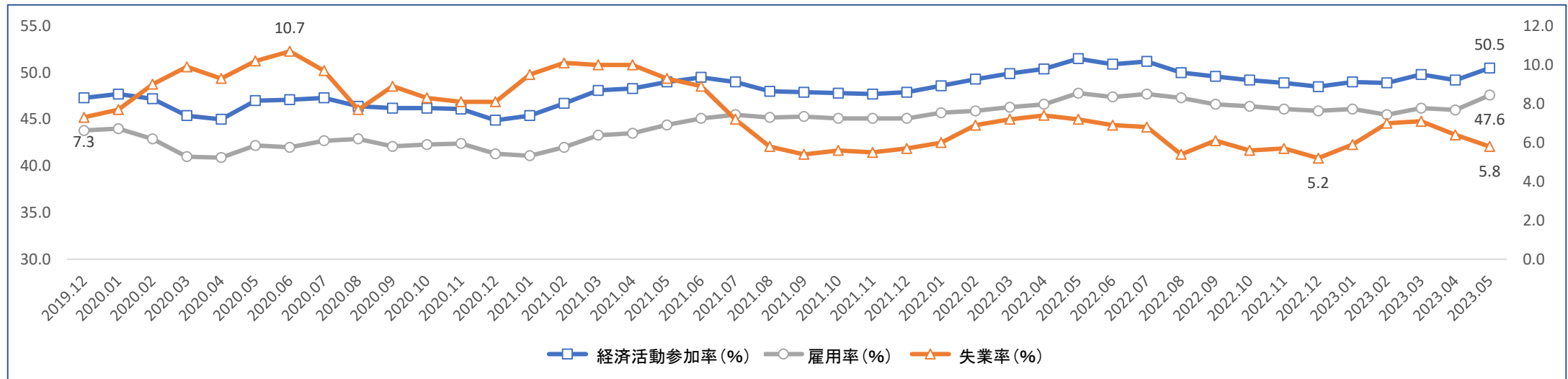
青年雇用者数の回復の推移

雇用指標別

就業者以外の雇用率、失業率及び経済活動参加率も継続的に回復傾向にある。

- ◆ ただし、2022年下半期以降は、回復余力が著しく減少した状態である。
- ◆ (2023年5月基準) 青年雇用率：47.6%、青年失業率：5.8%、青年経済活動参加率：50.5%

青年雇用指標の推移



資料：統計庁、経済活動人口調査

Chapter 2.

最近の青年雇用政策の課題

ユン・ソンニョル政府以前の青年雇用政策 1

2018年3月の青年雇用対策を筆頭に、青年基本法(2020年8月)の成立、第2次青年の暮らし改善計画(2020年9月)等、雇用事業以外の所得・資産、住居、教育・トレーニング、社会セーフティネットを連携した総合対策を相次いで発表した。

青年政策の統廃合誘導、実行性向上に努力していた。

- ◆ 2018年以前の10年間に21の青年雇用対策が発表されたが、単発的な政策事業の実施で低い実行性が非難されていた。

政策体感度が高い直接雇用創出及び雇用奨励金を中心とした雇用政策の成立

- ◆ (労働需要) 中小・中堅企業の追加雇用、(労働供給) 正規雇用労働者採用への誘導で雇用の質の改善
 - ※雇用奨励金などの雇用支援事業の死重損失の最小化のために、中小・中堅企業を対象として追加雇用を前提に支援
 - ※正規雇用労働者採用を支援条件とし、青年雇用の質の改善を図る。
- ◆ 労働者直接支援の拡大によって、ミスマッチの緩和、及び中小企業の就業促進を図る。
 - ※青年明日充当共済の運営によって、青年労働者の中小企業就業促進、長期勤続に実効性を確保する。
- ◆ 青年雇用サービスの新設及び拡大によって、政策伝達の強化、死角地帯の発見及び解消
 - ※青年にとって親和的な空間の提供、青年オンラインセンターの新設、青年求職活動支援金の支援

ユン・ソンニョル政府以前の青年雇用政策 2

青年層の雇用回復支援、労働市場の長期離脱防止のために短期間の仕事経験、求職活動支援、就業訓練、採用奨励金の拡大などに焦点を当てた青年対策の成立に集中していた。2020年～2021年10月までに4.6兆ウォン水準の予算を投入し、79万人以上の青年を支援した。

ムン・ジェイン政府の青年雇用支援実績

事業名	2020年		2021年 10月末		
	支援金額	支援人数	支援金額	支援人数	
合計	2144,992	322,694	2,470,863	464,992	
雇用創出	青年追加雇用奨励金	1425,753	105,584	1,474,849	84,803
	青年雇用創出支援	599,733	76,000	484,485	88,000
	青年採用特別奨励金			79,731	20,053
	青年海外就業支援	52,582	6,810	52,625	7,682
	国民就業支援制度の仕事経験			54,181	29,000
求職支援	国民就業支援制度(青年)			226,966	100,000
	青年就業進路及び仕事経験支援	25,844		21,591	9,019
職業訓練	K-Digital Training	28,260	2,300	61,612	6,435
	K-Digital Credit			660	120,000
資産形成	青年明日充当共済	12,820	132,000	14,163	

青年追加雇用奨励金

政策概要

15～34歳の正規雇用労働者を採用した中小・中堅企業に
人件費を比例して支援

- 中小・中堅企業の青年採用インセンティブの向上、すべての業種で5人以上の事業者を対象
- 年900万ウォン、3年間支援

政策効果

- ◆ 推進実績 229,306人、8,896億ウォン執行
- ◆ 奨励金受益企業の新規採用人数及び採用人数の増加

- 企業当たりの平均青年採用人数の増加率：前年対比1.5% → 26.7%に増加

年度	青年採用人数の合計		企業当たりの平均青年採用人数	
2016年	171,498人		7.4人	
2017年	201,836人	+ 17.7%	7.5人	+ 1.5%
2018年	282,206人	+ 39.8%	9.5人	+ 26.7%

- 企業：5～29人の企業 63%、青年労働者：25～29歳 44%、30～34歳 30%
- 業種別：製造業 35%、情報通信業 12%、専門科学技術サービス 10%など

青年明日充当共済

政策概要

中小・中堅企業の新規就業青年労働者の勤続時に資産形成を支援する。

- 未就業青年の中小企業への正規雇用労働者としての就業の促進、長期勤続による経歴形成、条件付賃金格差の緩和
- 満期共済金：2年型 1,600万ウォン、3年型 3,000万ウォン

政策効果

◆ 目標に対する支援対象、勤続維持効果など、成果は良好

- (就業所要期間) 青年共済加入者 5.9か月、全体平均 11.2か月
- (勤続期間) 1年以上の勤続割合：青年共済加入者 78.4%、全体平均 48.6%

青年明日充当共済の加入年度	加入者	非受益者対受益者の離職率
2016年	5,217人	-63.61%
2017年	40,170人	-68.53%
2018年	108,486人	-85.84%

- (就業要因) 大企業と中小企業の賃金格差の条件付き緩和で中小企業の就業要因を促進

青年デジタル雇用事業

政策概要

新型コロナによる雇用ショックに対応する目的で、青年に人気があるIT分野に青年民間雇用を提供する。

- 中小・中堅企業でITの活用が可能な職務に青年を採用する場合、月最大180万ウォンの人件費及び間接労務費10万ウォンを最大6か月間支援する。IT職務の基準は、事業の趣旨及び現場需要を考慮して4つの類型に区分する。
- (支援対象) 5人以上の中堅・中小企業に就業予定の現在満15~34歳の未就業の青年。ベンチャー企業、知識サービス、文化コンテンツ、青年創業企業などは5人未満も参加可能。
- (支援限度) 参加申請の前月末日基準の労働者を超過して支援することはできず、企業当たり最大30人を限度に支援する。大型ITプロジェクト遂行などの必要時には2倍まで限度を拡大する。
- (支援人数) 2021年11月末時点で、目標人数12万人の79.9%である9.6万人を新規採用している。

ユン・ソンニョル政府の青年雇用政策

■ 前政府の雇用奨励金中心の雇用政策運用方法から脱却して、**青年の資産形成及び仕事経験・職業訓練の強化**を中心とした青年雇用政策を活性化している。

- ◆ 現金性の支援及び死重損失に対する非難の受容、前政府の採用奨励金の規模の大幅な縮小
- ◆ 前政府の代表的な青年雇用事業であった青年明日充当共済事業は、2023年は2万人に大幅に縮小、支援条件における業種も建設業及び製造業に制限した。
- ◆ 青年追加雇用奨励金も青年雇用跳躍奨励金へ改編、支援水準を青年1人当たり最大60万ウォンずつ1年間支援(採用後2年勤続時に、480万ウォンの追加支援)するものへと大幅に縮小した。

■ 全般的な求職支援及び訓練は**国民就業支援制度**の枠組みで維持し、**青年跳躍口座**で財産形成を支援し、**青年仕事経験事業及び海外就業**などの訓練強化に焦点を当てている。

- ◆ 雇用政策を含めた現政府の青年政策は、雇用奨励金の縮小以外に青年政策の目立った方向性を提示できず、大統領の代表的な公約の中の一つで、遅れていた青年跳躍口座を最近開始し、青年の仕事経験事業の拡大に高い比重を置いている。

国民就業支援制度

政策概要

就業を希望する者に総合就業支援サービスを提供し、低所得の求職者には生計維持のための所得を支援。韓国型の失業助成。

(申請資格)

◆ 1類型

- 条件審査型：15～69歳の求職者の内、世帯単位基準の中位所得の60%以下、かつ財産が4億ウォン（18～34歳の青年は5億ウォン）以下で、最近2年以内に100日、または800時間以上の就業経験がある者
- 選抜型：条件審査型の内、就業経験条件を充足できない者（ただし、18～34歳の青年は世帯単位中位所得の120%以下、かつ財産5億ウォン以下で、就業経験は問わない）

◆ 2類型

- 特定階層：結婚移民者、危険にさらされている青少年、月所得250万ウォン未満の特殊形態労働従事者、零細自営業者など
- 青年：18歳～34歳の求職者
- 中壮年：35～69歳の求職者の内、中位所得の100%以下の者

国民就業支援制度(続き)

政策概要

就業を希望する者に総合就業支援サービスを提供し、低所得の求職者には生計維持のための所得を支援。韓国型の失業助成。

◆ (支援内容)

1. 就業支援サービス(1類型、2類型共通)

- 就業支援サービス：個人別に就業活動計画に沿って、職業訓練、仕事経験、福祉サービス連携、就業斡旋などを提供する。
- 事後管理：就業支援期間の終了後、未就業者を対象とした事後管理支援を実施。

2. 所得支援

- 1類型：就業支援サービスの参加などの求職活動義務の履行を前提として、求職促進手当(50万ウォン×6か月)を支給
- 2類型：業務訓練の参加などの就業支援サービスの参加時に発生する就業活動費用の一部を支援する。
- 共通：条件充足者に対して、長期勤続を誘導するために、就業後の勤続期間による就業成功手当を最大150万ウォン支援する。

- ◆ 青年層の受益割合が70%水準とかなり高い。ただし、2022年時点では目標人数の64万人、予算1兆4,000億ウォンに大きく及ばない25万人、執行率70%に終わった。執行率を高めるために、参加条件を引き下げたが、効果は限定的であった。雇用状況によるものなのか、運営上の問題なのかを把握する必要がある。

青年跳躍口座

政策概要

月40～70万ウォンを5年間納入することで、満期時に約5,000万ウォン積立

- 月40～70万ウォンを積み立てると加入者の所得によって、納入額の最大6%まで政府が支援、(支援予算)総額 3,678億ウォン
- 加入後、3年は公定金利、以降2年は変動金利を適用

◆ (加入条件-すべて充足) ①新規加入日時点で満19～34歳以下(兵役服務期間認定)、②給与総額7,500万ウォン以下、③世帯員数による基準で中位所得の180%以下に該当する者、④直前3年間に1回以上、金融所得総合課税の対象になった者は除く。

◆ (問題点) 加入条件の幅がかなり広く、労働誘引の向上及び脆弱階層の支援方向とは異なる。青年層の平均勤続期間(1.5年)が短い状況から、5年の満期に達しない時は、減免されていた税金を再び賦課しなければならない。さらに、青年の積立水準も平均貯蓄水準(月50万ウォン以下)と比べて高く、積立の恩恵を完全に享受することは難しく、世帯分離しているなど青年の状況によって、また、親からの移転所得の差によって満期になるかどうか分かれる可能性も高い。また、前政府の政策金融商品である青年希望積立金の場合は、満期が2年であっても、最近、加入者の25%が中途解約した。政策信頼度及び安全性についても一部否定的な効果をもたらしている。

青年の仕事経験・職業訓練・マッチング型就業支援

■ 青年の仕事経験支援の拡大

- ◆ 青年の職務能力向上のために、職務体験、プロジェクト型、インターンシップなどの類型別の仕事経験を提供する。
- ◆ (2022年)50億ウォン→(2023年)553億ウォン

■ 先端産業、デジタル核心実務人材の養成訓練の強化

- ◆ 大企業、民間のイノベーション訓練機関などが主導する先端分野の職業訓練の拡大、青年に特別訓練手当の提供
- ◆ (2022年)3,248億ウォン→(2023年)4,163億ウォン

■ 青年挑戦支援事業の拡大

- ◆ 求職を断念した青年が労働市場に進入できるように、中長期マッチング型プログラムの新設、青年挑戦奨励金の支援
- ◆ (2022年)76億ウォン→(2023年)408億ウォン

➡ 2023年の予算総額は、エコ世代の労働市場への大々的進入、新型コロナ対応の大規模支出の正常化などの名目で、1.5兆ウォン減少。青年採用特別奨励金、青年追加雇用奨励金、青年明日充当共済など

結び及び課題 1

1 財政支援雇用事業の継続推進、プログラム間のバランスの実現

- 新型コロナ雇用危機対応で、財政支援雇用事業は雇用回復及び生活安定に大きく貢献した。
- 財政支援雇用事業のバランスのとれた運営により事業の実効性が向上した。
 - 常在している景気危機要因と新型コロナ以降の事業構造の変化に対応する必要がある。現政府の重要政策である雇用サービスの拡充及び職業訓練の強化は、妥当な政策の方向性である。
 - ただし、今後の雇用の鈍化傾向及び技術発展による労働転化に備えて、政府の政策の変化による労働市場の混乱を最小化することも重要である。直接雇用及び雇用奨励金を包括した財政支援雇用事業のバランスのとれた運営と実行性を向上させる努力が必要である。

結び及び課題 2

2 格差解消のための根本対策の策定

- 労働市場の格差解消による青年雇用の創出、雇用の質の改善
- 公正取引の定着、民間自らの格差解消への取り組みの提供
- 中小企業の現場競争力の強化、職場イノベーションの拡散
- 雇用・労働政策間の波及効果を考慮して効率性の極大化

3 青年疎外階層の段階別・類型別のマッチング型政策代案の策定

- 青年類型別の実態把握、社会的疎外者及びニート、ワーキングプアなど脆弱階層に対する社会セーフティネット・階層移動性の強化
- 雇用マッチングインフラの構築、雇用サービス伝達体系の改編
→オン・オフライン青年センターの活性化、個人別マッチング型情報の提供

結び及び課題 3

4 未来の雇用需要の創出

- イノベーション成長先導事業に対する財政の集中投入、公共需要の創出
- 主力産業の競争力向上のためのイノベーション成長計画の成立
- 創業及び新たな職業の創出についての規制緩和

5 青年雇用政策パラダイムの継続性の確保

- 青年の雇用創出、雇用の質の改善のための社会的対話、実践代案についての議論構造を設ける。
- 雇用文化の改善、労働基準法などの正規教育編入で健全な職業意識を高める。

ありがとうございました。

Fellow Dr. Kim, Yoo Bin

ykim@kli.re.kr